

令和3年8月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和3年8月26日(木) 午後1時28分～午後2時36分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 北山小学校の休業について

第4 緊急事態宣言に係る教育委員会の対応について

第5 議第29号 富士宮市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の職名規則及び富士宮市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

第6 議第30号 富士宮市文化財保護審議会委員及び富士宮市立郷土資料館運営協議会委員の委嘱について

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・新型コロナウイルスの状況

最初に、新型コロナウイルスの関係ですけれども、学校の感染状況ということで、全体を見ますと、やはり感染症が広がっていて不安という形で休む、特に小学生が多いかなと思います。また、PCR検査が滞りなく進むという状況ではありませんので、検査待ちが長い子で1週間くらいかかるという状況が現在あります。こちらは、富士宮市が後で検査費用を補償することになりましたので、少し早く進むかなと思います。中学生は、ワクチンを接種した後、副反応で熱が出る子がいるということで、小学生に比べるとワクチンを打った関係もあって、不安で休むというのは、小学生と比較して少ないです。

・オンライン授業の進捗状況

2点目ですけれども、この夏休みの間、当然このような状況ですから、オンラインの授業は進めていく必要がありますので、ドリル等については、どこの学校でも現在進められる状況にあります。併せて、授業のライブ配信をこれから進めていかなければならないので、富士根南中に夏期補習で、それが可能かどうかということで、挑戦していただきました。結果としては、何かできそうだという方向で回答があり、それから新聞の記事も出されましたので、今後、小学校が休業になったときにオンライン授業ができるような形で進めていければと考えています。

#### ・学校訪問の対応

学校訪問については、緊急事態宣言の発令されている期間、それからその直後については、今年度は実施せず、来年度に延期という形で進めたいと思います。また、今後、緊急事態宣言が延長された場合も同じような対応をしていきたいと考えています。

#### ・ワクチンの接種状況

その次に、ワクチンの接種状況ですけれども、市内の中学生については、7月31日、8月1日、それから8月28日、8月29日に1回目を希望者に対して接種する予定です。これに併せて8月22日に市内の養護教諭と特別支援学級の担任、支援員について、希望者へのワクチンの接種を行います。

### 第3 北山小学校の休業について

#### (教育長)

次に、「日程第3、北山小学校の休業について」、事務局から説明を求めます。

#### (学校教育課)

委員の皆様には事前にメール等でお伝えさせていただきました。また、新聞報道等で御覧になった委員の方もいらっしゃるかと思いますけれども、北山小学校に隣接しています北山児童クラブにおきまして、新型コロナウイルス感染症の陽性者が3名確認されたということで、8月24日から北山児童クラブのほうは休業となりました。それに併せまして、本来でしたら翌日8月25日から北山小学校は2学期の始業式を迎える予定でしたけれども、北山小学校全体の児童数が165名で、そのうち46名が児童クラブを利用して、3分の1にわたる大勢の子どもが関わっていたというようなこともありましたので、学校に登校しないということが現実として起こることが予想されましたため、北山小学校につきましては、8月25日から学校閉鎖とさせていただいているところです。解除につきましては、児童クラブの再開と併せまして、関係者全員のPCR検査を8月27日までに実施する予定になっております。その結果を見て、安全が確保された時点で学校閉鎖の解除に移ってまいりたいと思いますので、現在のところは、解除の時期については未定ということになっております。

以上、報告を終わらせていただきます。

#### (教育長)

以上で、事務局からの説明は終わりましたが、この際、御質問等がありましたらお願いします。

#### (教育委員)

北山小学校の休業についてであります。新聞等事前にメールをいただいたことなどにより事情を知ることができました。今回の事案については、まだ分からなかった部分、あるいは決めていなかった部分、様々な問題があったと思うのですけれども、迅速な対応をしていただいていたのではないかと考えます。特に児童クラブとの関係は、非常に難しい問題がありますけれども、例えば学校を閉鎖した場合、児童クラブに人が集まったらどうなのかとか、あるいは児童クラブからの今回のような事案で陽性者が出た場合どうするのかという色々なケーススタディーについては、ま

だ確立されていなかった中での迅速な対応だったかと思います。

そういう意味で、今後この教訓を生かして適切な対応をしていく。当然学ぶ機会を失うということは、やはり教育委員会としても極めて重要なポイントではございますけれども、健康第一、命第一というようなことも同様に重要なことと思います。加えて、昨年から具体化してきているオンライン授業の研究も、忙しい中ですが、並行して進めていただいて、適宜に迅速な対応を今後ともお願いをしたいと思います。

(教育長)

ほかにどうですか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わりにします。

#### 第4 緊急事態宣言に係る教育委員会の対応について

(教育長)

次に、「日程第4、緊急事態宣言に係る教育委員会の対応について」、事務局から説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、皆様の席に配付いたしました緊急事態宣言に係る教育委員会の対応についてを御覧ください。こちらは、教育委員会各課の各所管施設につきまして、現在の対応状況についてまとめたものでございます。それぞれ国、県等のガイドラインに沿って各施設対応しているところですが、特に使用時間につきましては、全て20時までということで、まん延防止等重点措置の際の指針が20時までのため、同じ使用時間となっております。また、学校体育施設につきましては、昼夜問わず開放を中止ということになります。

その下の段ご覧ください。自主事業です。学校につきましては、教職員研修等はリモート開催もしくは延期をいたします。また、それぞれ公民館講座や文化会館でのイベント、スポーツ教室、図書館での絵本を読む会等の自主事業につきましては、中止とさせていただきます。

また、その他の欄につきましては、特に学校につきましては部活動の中止、社会教育課関連ですと、成人式実行委員会は延期いたしますが、9月12日までに開催する場合は市民限定で行います。

今後の感染状況の変化によって対応を変更する際でございますけれども、その都度委員の皆様にはお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

(教育長)

以上で事務局からの説明は終わりましたが、この際、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わりにします。

第5 議第29号 富士宮市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の職名規則及び富士宮市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

(教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第5、議第29号 富士宮市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の職名規則及び富士宮市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

本案につきましては、学校給食センターへの管理栄養士の配置に伴い、富士宮市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の職名規則及び富士宮市立学校給食センター条例施行規則について、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御確認いただきたいと思います。改正の内容は、当該規則に補職名として「管理栄養士」を加えるものです。現在、学校給食センターには管理栄養士が在籍しておりますが、補職名として栄養士の範囲で対応しているところでございます。管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格であり、栄養士は都道府県知事の免許を受けた資格であること、また、学校給食センターにて今後とも管理栄養士を継続して配置していくことから、新たに管理栄養士を補職名として追加するものです。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第29号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

第6 議第30号 富士宮市文化財保護審議会委員及び富士宮市立郷土資料館運営協議会委員の  
委嘱について

(教育長)

次に、「日程第6、議第30号 富士宮市文化財保護審議会委員及び富士宮市立郷土資料館運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課)

議第30号 富士宮市文化財保護審議会委員及び富士宮市立郷土資料館運営協議会委員の委嘱について説明いたします。

本件は、富士宮市文化財保護条例第45条第2項の規定により、富士宮市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。また、富士宮市立郷土資料館条例第6条第3項により、協議会委員は富士宮市文化財保護審議会の委員を充てるとされていることから、併せて富士宮市立郷土資料館運営協議会委員を委嘱するものです。委員は、各分野の学識者と重要文化財の管理者から選任いたしました。委員のうち、学識者は古文書、史跡、天然記念物、建造物、民俗、無形文化財などの分野からの選任ですが、他に替わる方がいらっしゃらないため、全員の再任をお願いいたしました。以上、御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第30号について採決します。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。